

後北条氏遺臣小考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2012-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神崎, 彰利 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13420

後北条氏遺臣小考

神崎 彰利

はじめに

この小論は、近世社会成立期の重要な一要素である、兵農分離の一側面の事例報告である。本論に先立って、まず次のことを記しておきたい。

木村礎先生がはじめて講座を担当されたのは、昭和二十七年日本近世史演習であった。通常いわれる、木村研究室による第一回の現地調査はこの時から始まり、現在に至るまで百回をこえた。筆者は幸いにも、この多くの調査に参加し、幾つかの小論の発表もできた。筆者に多少なりとも方法論ともいえるものがあるとするならば、それはこの現地調査を通じて得たものの一つといえよう。

調査全体の方針とは別に、個人としてこの過程で常に念頭に置いた幾つかの課題の中に、近世社会成立過程で重要な要素である兵農分離の検討があった。筆者はこれを、「近世村落と農民の系譜」というテーマにして折にふれて関連資料の収集を進めてきた。しかし何分にも、対象とする時期と主題のため、収集資料はごく限られたものに止まっている。そこで小論では、後北条氏旧臣を対象としてその去就やまた、在地の動向を感想ふうに記述し、既述した今

後の主題の一素材としたい。なお、小稿で使用する史料等は特に断わらぬ限りは、これまで筆者がまとめた論文や、執筆した地誌の資料編や通史によっている。

一

徳川氏の権力拡大過程において、五か国から関東への転封は重要な立場をしめている。たとえば、五か国総検の檢地基準が、関東入国直後に改定されているのもその一例である。兵農分離という立場から見ると、周知のように既に天正十六年には豊臣秀吉の兵農分離政策が公布されており、徳川氏の関東入国はこの二年後に当たる。そして天正十八年、秀吉の転封政策の一環として、徳川氏は関東転封を余儀なくされた。いうまでもなくこの転封は兵農分離を必然化する。たとえば家臣の中でも、鎌倉期からの伝統をもち、当時徳川氏の今切軍船兵糧奉行と称された、遠江国浜名郡宇布見郷の中村氏は転封に従わず、土着し世襲名主として続いた。

関東へ入国した徳川氏にとって、直面した多くの問題の一つに、新領国における兵農分離¹¹後北条氏旧臣と、また在地有力農民たちへの対応がある。これに関連する先行研究によると、相模国では旧家一五一家のうち、後北条氏旧臣三六家、郷土的な者三五家（児王幸多「村落社会の組成」『近世農村社会の研究』）、また武蔵国は旧家四七七家中後北条氏旧臣は二八〇家といわれる（『目黒区史』資料編）。これに対して、後北条氏旧臣で徳川氏に臣従した者については正確な数字は出ていない。『武徳編年集成』によると、天正十九年十二月の条に、坂東の烈士を召し出した者多しとあり、また『岩渕夜話』でも北条氏の侍どもを多く召し出したと伝えている。いずれもが多数という抽象的な表現であるが、筆者が『寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』と略称）から抽出した限りでは一四〇家となる。これより以前、天正十年武田氏滅亡による、その旧臣八九五家の召し抱えかからみると後北条氏旧臣は少ない。

徳川氏が関東入国後、後北条氏旧臣と接した事実は、現存文書に依ると小田原開城直後の七月十六日にみられる。この日家康は、北条氏譜代の家臣で、相模国大住郡白根郷領主遠山直吉に対して、北条氏直の高野山行きに供従し、帰国するまでの間直吉妻子の白根郷居住を保証し、当主直吉はこの後徳川氏の家臣となる(後述)。こうしたことからみると、徳川氏と後北条氏旧臣との関係は、小田原開城直後から始まり家康の積極性がうかがわれる。こうした事例の結果として、まず旧臣たちの土着を幾つかの地域を対象として追ってみよう。

はじめに相模国津久井領の場合である。ちなみに、冒頭で述べた木村研究室第一回の調査は当地から始まった。『北条氏所領役帳』(『平塚市史』2資料編中世 以下『役帳』と略称)から後北条氏家臣を通覧すると、その多くの家臣の中で津久井領を基盤とする「津久井衆」は、全家臣団の中で所領規模が小さく、そして何よりも最も在地性が強い。在地性が強いというよりは、他の戦闘集団と異なり、甲斐国の武田氏と境を接する津久井領の立地条件からして、元々の小土豪たちを家臣団に編入したのであるから、津久井衆にとって所領は従来からの生活地そのものである。この実態は、『北条五代記』が伝えるところの、北条早雲の伊豆国平定時における伊豆の在地武士を想定してよからう。

こうした性格をもった津久井衆であるから、主家の滅亡に農民化は至極当然の結果となる。『役帳』によると津久井衆は津久井城主内藤氏以下ほぼ四〇名であるが、極言するならば、内藤氏以外はいずれも農民化が唯一の道といえる。そこで現在まで確認できる農民化の例をみると、千木良村文入氏以下、与瀬村石井氏・守屋氏、沢井村石井氏、日連村尾崎氏、青根村・牧野村井上氏、青野原村井上氏と、更に『役帳』以外の小倉村馬場氏、根小屋村島崎氏等々があり、これらの諸氏の殆んどは近世に名主・組頭として続いている。しかしその反面、徳川氏に新たに臣従した者として守屋氏・井出氏の二家がある(後述)。

以上の農民の道をたどった旧臣たちのうち、ここで青根村・牧野村二か村を領知した井上氏について少しふれてお

きたい。井上氏は『役帳』で井上主計助とあり、二か村で五〇貫文を知行し、津久井衆四〇名中四位に位置する。土着後寛永二十一年現在、当主五右衛門は別にかつての名前である主計助を名乗り、「主計之助事 五右衛門」と旧名を残している。持高は村内最高の一八石四斗余（村高の二四％）で、家族とは別に「家中」と称された従者九名が見られる。ここでいう家中とは通常いふ隸属農民ではなく、かつて主計助に臣従した特定の旧家の系統である。同領内の長竹村に慶長三年検地が実施されたとき、その検地名請人に「竹山又二郎家来大炊左衛門」と、かつての主従関係を表現した例があるが、これと同じく、「家中」も戦国期の主従関係がここに持ち込まれた一例である。

津久井衆にみられるような在地そのものの例として、隣接する高座郡当麻郷に足輕衆に属した「当麻三人衆」がある。『役帳』にあるこの三人衆とは、当麻郷在住の関山隼人・当麻豊後守、落合三河守で、天正十四年当麻郷の市場をめぐる関山氏と落合氏との間に争論が発生し、関山氏が勝訴した。後北条氏滅亡後翌天正十九年検地によると、関山隼人は第七位の名請人として登場し、分家関山弥七郎が第一位の名請人となっているのをはじめ、関山氏全盛が確認される。以後関山氏は当麻村名主として継続した。

二

次にもう一つの地域として、相模国大住郡を対象としてみる。前記津久井領が山間地域であるのに対して、大住郡は戦国期においても国内で水田の中心地である。後北条氏旧臣たちの土着例をみると、上吉沢村布施氏をはじめ、須賀村佐藤氏、寺田縄村吉川氏・高橋氏・石塚氏・片岡村久保田氏、真田村上野氏等々があげられる。

ここでまずとりあげるのは布施氏である。布施氏の系統については少し不明な点があるが、現存諸資料からみて次のようにいえよう。布施氏は康貞―康能―康朝と続くが、康貞以来後北条氏の重臣である。『新編相模国風土記稿』

(以下『風土記稿』と略称)によると、康貞は上吉沢村小字台谷津に住し、文龜二年には村内に曹洞宗岩松寺を創設している。その居宅は近世以来今に続いて居る。一方康貞の跡を継ぐ康能は、『役帳』によると近接する寺手縄(寺田縄)村を本貫として、郡内白根村・板戸村と伊豆国等に三九一貫文余を知行し、天正二年には寺田縄村に日蓮宗蓮昭寺を創建し、居館もこの辺に置いた。この時点で布施氏は二家に分かれており、主家滅亡後吉沢村布施氏の系統が土着し、一方の寺田縄村布施氏は康朝の後二家に分派し、本家正俊、分家景盛が共に徳川氏に従った。

同一家でもこのように左右に分かれる行動がみられるが、この本家筋に当たたる布施氏の家臣土着について次のような資料が現存する。

(1) 為永代売渡手形之事

一上畑 老反式畝 所者川登

一右一番 座敷

一金子老兩 米拾三表(俵)只今請取申候

右為永代売置申所実正也、是寅・卯兩年之御年貢ニ相詰売払申候故者、如何様之新御法度来候とも少茂其引欠申間敷候、此畑・座敷ニ付き脇方少茂違乱申者無御座候、若六ヶ敷儀申者御座候者、我等罷出急度埒明可申候、為後日請人之立、依而手形如件

天正拾九年辛卯十月廿一日

下吉沢村

売主

外

請人

強左衛門印

記印

同村
増尾玄番殿

(2) 一座敷之覚

一下吉沢村ニ而座敷居而之覚

一左一番 二宮修理 中座 山田強右衛門

一右一番 増尾玄番(番) 右三人也

増尾玄番者布施三河守浪人成時、二宮修理婿ニ望仕候、姑座敷御座候得共、我等座敷無御座候故、外記右一番之座敷買、自夫我等座敷ニ紛無御座候、長伝子孫置者也、覚之条依之如件

下吉沢村
増尾玄番(番) ㊦

天正拾九年卯年極月十二日

〔平塚市史〕3資料編近世2)

布施氏旧臣増尾玄番の土着についての一連文書である。後北条氏滅亡の翌天正十九年十月、下吉沢村から上畑と村の鎮守八劍明神社の宮座右一番を入手したこと、更に座の構成員になるに当たって、宮座の最上層である二宮修理家に婿入していることを伝えている。武士から土着して農民へという過程に、従来の村落構成ニ身分・階層性への対応の一側面がここにみられよう。

旧臣の土着と宮座との関係は、次の真田村にも認められる。真田村名主上野氏は旧姓鈴木氏で、先祖鈴木単人は後北条氏に仕え、村内の曹洞宗天徳寺の中興開基となっている。その子大蔵のとき、後北条氏滅亡によって土着したが、この前後に鈴木姓を上野姓に改めている。この改姓は、土着に際してのためかと思われなくもない。以後上野氏は世襲名主として続き、また鎮守牛頭天王宮座で分家上野氏が筆頭の左一番、本家上野氏が右一番座敷に位置し、持高も本家上野氏一五八石余、また分家上野氏七六石余で、社会ならびに経済的な立場で村内最上位をしめている。宮座にみられる席順は、上野氏等は祭祀時には上下・袴を着けられるが、左五番以下と右四番以下は小百姓と称され、日常生活においても正月の門松を飾れず、また日傘の使用を禁止するという厳しい定めとなっている。

この地域の最後の事例として、「寺田繩百姓衆中覚」なる一資料から旧臣たちの土着をみてみよう。戦国期の寺田繩村は、先述した布施氏の本貫である。百姓衆中覚は近世前期に作られた。本村上層農民の出身と、その分家の成立を系図の形式でまとめたもので、左一・右一と記されているところから宮座に関連している。この中にはかつての出身を記している例があり、たとえば北条御膳奉行（石塚氏）・御勘定奉行（石塚氏）や、元和二年大坂牢人などその土着の時期をも記している。このうち、元和二年とは、豊臣氏滅亡による本村への土着といえるが、ここに小泉織部・小泉茂右衛門・南里久左衛門の三名がみられる。

ここで問題とする後北条氏旧臣の代表例としては、『風土記稿』で旧家として高橋氏と石塚氏がある。高橋氏は先祖主計が伊豆国で北条早雲に仕え、伊豆衆二家の一人である。『役帳』によると、相模国三浦郡衣笠村で五〇貫文を知行している。当主勘解由左衛門正頼のとき、小田原落城と共に流浪し本村へ土着した。覚書には「天正十八寅年々百姓」とあり、この後多くの分家を出している。持高四九石余で、宮座は右一番である。

石塚氏は二家あり、いずれも「天正十八寅年々百姓」で、その一家はかつて「北条御膳奉行」といわれ、土着後は

宮座筆頭の左一番に位置している。もう一家の石塚修理は「御勘定奉行」と伝えられ、土着時の修理は持高一〇一石余で宮座順右中座である。

『風土記稿』に記されたもう一つの旧家吉川氏は初代が北条早雲に仕え、天正十八年当主将監貞経の時に土着した。この時持高六八石余である。この外に後北条氏旧臣と確認できる例として、石塚右近(持高三石余)・石塚与五郎(一五石余)・石塚兵庫(一八石余)・本田清藏(四九石余)・船木徳仙(三〇石余)等がある。

以上、相模国内の二地域を対象として、後北条氏旧臣たちの土着例を追ってみた。全体を通してみると、結果として次のようなことが目につく。これは既に多く論ぜられ今更過言を必要としまいが、土着した旧臣たちをみると、いずれも近世の村の中で特に上位を占めている、ということである。この点をもう少し詳細にみると、経済的な立場としてはその持高で明らかのように、ごく例外を除いて村落の中では突出している。それに加えて、行政的な面では名主をはじめ村役人層にあり、社会的な側面や村落生活上においては、宮座の席順が示すようにいずれも村の上席に位置しており、こうした家格と伝統の集約が旧家という呼称になる。

三

土着についてはこの程度として、次に徳川氏に臣従した旧臣たちについてふれてみたい。冒頭で『寛政譜』から抽出した後北条氏旧臣の徳川氏への臣従者は約一四〇家といったが、実数はこれを上まわるといえよう。小論ではその全体を扱う余裕はないので、とりあえず筆者が現在実際に関与している地誌との関係からして、神奈川県を対象とするに止めておく。

周知のように、現神奈川県は相模国七か郡と武蔵国久良岐郡・橋樹郡・都筑郡からなっている。これらの地域に

は徳川氏の関東入国後、天正十八年から二十年にかけて広範な旗本領が設定され、後北条氏旧臣もすでにこの時点で何人かが新たに所領を宛行われた。その数は、相模国の旗本八二名のうち旧臣八名、武蔵国三郡へ三八名のうち九名となる。この後新規召抱えの旧臣への所領宛行は寛永年間頃まで続き、この時点で相模国一六名・武蔵国三郡一五名で合計三一名となる。この数字は、徳川氏へ旧従した数の二二%を占る。これに旧臣たちの宛行年次をはじめ、旧臣と所領等をまとめたが、第一表に相模国へ所領を与えられた一六名をあげた。以下この幾つかについてみてみよう。

第一表 相模国に所領を与えられた後北条氏旧臣

氏名	旧領	年次	新知	所領高	備考
(1) 仙波七郎左	相模—高座郡	天正一九年	大住郡・中原村	二六〇石	家康に仕え天正一九年陸奥へ随行。墓所大住郡岡田村長徳寺。
衛門吉種	遠藤				
(2) 逸見左馬助		文禄元年	大住郡・東田原村	三三〇石	父義次も文禄元年肥前国名護屋で家康に仕え、同年大住郡中原村へ知行替を命ぜらる。
義助					
(3) 山角刑部左	相模—鎌倉郡	天正一九年	大住郡・酒井村他	二〇〇石	山角定勝長子で定勝所領の内を分知。
衛門政定	戸塚				
(4) 山角刑部左		天正一九年	大住郡・酒井村他	三〇〇石	政定長子、定勝所領内を分知。
衛門正勝					

- (5) 山角次郎右衛門盛繁
山角文右衛門長定
天正一九年
大住郡・酒井村他
五〇〇石
定勝二男、定勝所領内を分知、墓所酒井村法雲寺。
- (6) 天正一九年
大住郡・酒井村他
二〇〇石
定勝三男、定勝所領内を分知、寛永一〇・二・七海綾郡生沢村に二〇〇石加増、墓所右同。
- (7) 松田市兵衛直長
相模―愛甲郡
文祿四年
愛甲郡・上荻野村
一三〇石
文祿四年家康に仕え、旧地を拝領。
- (8) 若林和泉直則
武蔵―比企郡
天正一九年
愛甲郡・岡津古久村
一〇〇石
武蔵国松山城上田氏に仕え武者奉行、一九年家康に仕える。
- (9) 岡野権左衛門英明
武蔵―埼玉郡
寛永三年
高座郡・淵野辺村
二〇〇石
父は板部岡融成。英明は武蔵国岩槻城北条氏房に仕え、慶長九年融成に従い家康に謁見。
- (10) 岡部彦右衛門忠房
武蔵―榛沢郡
元和元年
高座郡 茅ヶ崎矢畑大住郡・八幡村
四〇〇石
父吉正は松田康秀に仕え、文祿元年板部岡融成により肥前国名護屋で家康に謁見。
- (11) 諏訪部宗右衛門定吉
武蔵―秩父郡
慶長元年
高座郡・大庭村
三三〇石
北条氏直に仕え、日尾城に住し天正一八年氏直に従い高野山へ。文祿元年家康に仕う。
- (12) 石巻下野康
武蔵―久良岐
文祿元年
鎌倉郡・中田村
一一〇石
北条氏政に仕え、上京中小田

敬 多多久

(13) 興津甚左衛 相模—大住郡 天正一八年 (大住郡・中原代官)

門良信 中原

(14) 坪井次右衛 門長勝 (大住郡・中原代官)

(15) 貴志弥兵衛 武藏—埼玉郡 天正一八年 津久井領・寸沢嵐村 七〇〇石

正吉 安松

(16) 守屋佐大夫 相模—津久井 慶長一三年 (津久井領代官)

行広 領・与瀬

原合戦の為沼津で捕われ、家康に預けられ中田村蟄居。父加賀守江戸城を守る時、人質として小田原に止まり、中原で五〇貫を与えらる。天正一八年滅亡後流浪、のち家康に召されて代官となる。墓所原村法要寺。

代々北条氏に仕える。滅亡後日連村に土着、慶長検地名請人、のち代官となる。

まず数量的なことからであるが、徳川氏への臣従年次は当然ながら天正十八〜二十年が多く、一六名中九名となる。新規の所領高は、若林直則を例外として最低一一〇石から七〇〇石までで、平均三三〇石となりこの数字は他の旗本たちの所領高と大差はない。

次に幾人かの旧臣についてである。まず冒頭の仙波七郎左衛門吉種は、『役帳』によると父称八郎次種の時高座郡遠蔵村で三〇貫文を知行している。遠蔵村には次種の父土佐守某の創設した曹洞宗宝泉寺があり、次種も当寺を墓所としているので本村は仙波氏相伝の地といえる。吉種は次種長子で、小田原落城直後に徳川氏へ仕え、翌十九年徳川

氏の陸奥国出兵に従っている。新知は大住郡中原村二給のうち二六〇石である。

(3) 山角氏は後北条氏譜代の家臣で、評定衆を勤めた重臣の家である。小田原の山角町は山角氏居住からつけられたという。『役帳』によると、山角氏の所領は山角康定(上野介)評定衆・山角政定が鎌倉郡戸塚村を知行した。主家滅亡後康定三男定勝が召され、大住郡酒井村・長沼村・八幡村で一二〇〇石を与えられたが、定勝は老齢を理由にこれら所領を長子政定 \parallel 二〇〇石・二男盛繁 \parallel 五〇〇石・三男長定 \parallel 二〇〇石と、政定の子正勝に三〇〇石と計四名に三か村分給で分知した。定勝・盛繁・長定共に酒井村を本貫とし、村内浄土宗法雲寺が山角氏累代の墓所となった。右の二例以外は第一表を参照願いたい。ごく特例を除き、臣従した旧臣たちに共通することとして、新たな所領はいずれも旧領から切り離されているという事実が確認できる。旧領主の旧領(本領)からの断絶、換言するならば戦国期支配の終止がここに実施されたといえよう。

そうした中で、ごく例外として松田直長がある。松田氏は直長の二代前康定るとき北条氏康に仕え、康の一字を与えられた重臣の家である。『役帳』では、国内の愛甲郡荻野郷を本貫として三三七貫文余を知行した。長子康長は天正十八年、伊豆国山中城で豊臣軍と交戦して戦死し、その子直長が文禄四年徳川氏に召され、旧領のうち本貫荻野郷の一部を宛行われた。旧荻野郷はのちの上・中・下荻野村であるが、直長領二三〇石は上荻野村二給の一部で、新領の規模は旧本貫のほぼ八分一である。宛行時が文禄四年であるから、主家滅亡から五年を経ており、宛行地は徳川氏直轄地―松田領となり、厳密には旧領安堵とはいえない。しかし旧領主・旧領地という、ごく稀な例がここに見られる。但し松田氏はこの後慶安元年、当地を上総国に知行替えされた。

ここで少し視点をかえ、旧臣のうち徳川氏に代官として登用された、(13)興津良信と(16)守屋行広についてふれておきたい。興津氏は良信より二代前、加賀守某の代に駿河国今川氏から北条氏康・氏政に仕え、長兄は上野國小笹城主と

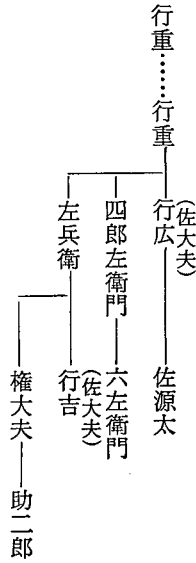
なっている。良信は国内大住郡中原郷を本貫として五〇貫文を知行しているが、天正十八年主家滅亡と同時に徳川氏に召され、蔵米二〇〇俵で代官に任命された。五〇貫文の領主が蔵米二〇〇俵で代官という大きな変転であるが、その管掌地は、旧領の中原郷を中心とする相模国南部の徳川氏直轄地である。当時国内ではなお後北条氏治下の郡制が続き、中郡（大住郡・洵綾郡・愛甲郡）の直轄地を代官頭伊奈忠次が管知した。良信は忠次に属し、慶長年間中原郷に中原陣屋が設置されると、良信は陣屋詰の相代官の一人として、今は徳川氏の直轄地となった旧領を管知した。管掌地にこれ以上通曉した人物はいなからう。第一表の14坪井長勝と、次に述べる16守屋行広も興津氏と共に相代官の一人である。

良信の跡は三子庄蔵が継いで相代官となるが、のち無嗣断絶している。ちなみに、良信長子は曾根吉次で、良信と同じく伊奈忠次に属し、以後世襲代官として続いている。

次に16守屋行広である。守屋氏は前述した津久井衆の一人で、『役帳』では与瀬村に居住し所領高は前記井上主計助に次いで五位の三四貫文余である。守屋氏の場合は他の徳川氏へ臣従した旧臣たちと違って、天正十八年後北条氏滅亡と同時に農民となり、旧本貫から相模川を隔てた日連村に移住した。そして代官頭彦坂元正が実施した慶長九年総検地にさいし、当主若狭（旧若狭守行重）は村内第三位の名請人に、また惣領佐大夫（行広）は第一位の名請人となった。

こうして一度は農民として村内の上層に位置したが、慶長十三年、佐大夫行広が幕府代官に登用され代官頭伊奈忠次に帰属した。これにより、行広は旧津久井城の山麓根小屋村に陣屋を設け、また中原相代官の一人として、津久井領と隣接する高座郡内幕領支配に当たった。その在任中、津久井領川尻村六齋市の設立、領内有力農民への一字宛行とか、更に婚姻を結ぶなど独自の動向がみられる。次に参考として、『寛政譜』や現地に伝わる「日連住守屋由緒書」

等を基にして正確な系図をまとめた。



佐大夫行広の代官就任により、長子佐源太は父の手代となったが、寛永三年行広の死後は甥の佐大夫行吉が継ぎ、中原相代官に就任した。行吉は行広の管掌地に加え、武蔵国日野領内幕領も支配した。行吉弟権大夫もまた代官となり、下総国内幕領を管掌しその後を長子助次郎が継いだ。

以上の様に、代官に任命された旧臣たちに共通することとして、代官として管掌する幕領は、彼等の戦国期から続いた旧領になっていることと、またいずれもが世襲代官ということがあげられる。徳川氏入国当初の関東は、『徳川実紀』が伝える「関東は久しく北条の地なれば……」との周知の状況説明がある。こうした中で、徳川氏直轄地の全うな支配のため、長年直接に所領支配を行い、在地に通曉した旧臣たちをあえて代官に登用したのであり、前に述べた他の旧臣たちの旧領からの切り離しとは方法は異なるが、その意図は共通したものであることがわかる。

四

最後に武蔵国三か郡についてであるが、相模国と同じく、この郡内に所領を与えられた旧臣たちを第二表にまとめたので、以下二、三の旧臣について述べておこう。

第二表 武蔵三郡に所領を与えられた後北条氏旧臣

	旧領	年次	新知	所領高	備考
(1)	小幡太郎左衛門正俊 大豆戸	天正一八年	橋樹郡・小田村他	一一〇石	北条氏政に仕え、橋樹郡大豆戸村・相模国高座郡下和田村を知行。墓所大豆戸村本乗寺。
(2)	神田因幡正高 武蔵―多摩郡 青梅	天正一九年	橋樹郡・木月村	三〇〇石	北条氏直に仕え、天正一九年家康に召さる。
(3)	布施仁兵衛 景盛	文禄元年	橋樹郡・木月村	二〇〇石	父康則は北条氏康に仕え、相模国大住郡板戸村大槻村を知行、景盛は天正一八年家康へ。
(4)	遠山小右衛門景政	慶長七年	橋樹郡・有馬・馬絹村	二三〇石	北条氏直に仕え、天正一九年頃家康に仕え代官となる。
(5)	山中修理元定 伊豆―田方郡 葦山	文禄元年	橋樹郡・矢口・稻毛村	二〇〇石	北条氏邦に仕え、葦山落城後流浪、天正一九年陸奥国岩手沢で家康に仕える。
(6)	遠山新次郎景綱	寛永一〇年	都筑郡・本郷・新羽村	二〇〇石	父直吉も北条氏直に仕える。
(7)	岡野平兵衛房恒 武蔵―埼玉郡 岩槻	天正一九年	都筑郡・長津田・栗木村	五〇〇石	岩槻城北条氏房に仕える。天正一九年家康に仕え、陸奥国に随行、墓所長津田村大林寺。
(8)	笠原弥次兵衛武蔵―橋樹郡	天正一九年	都筑郡・台村	二〇〇石	曾祖父信為以来小机城主。重政

衛重政 小机

(9) 服部太郎左 天正一八年 都筑郡・青砥村 一六〇石
衛門正信 橋樹郡・今井村 三六石
北条氏政に仕え、天正一八年家康に仕える。長子尚正墓所青砥村蓮正寺。

(10) 倉林五郎右 武蔵一多摩郡 天正一八年 都筑郡・川井村 一六〇石
衛門則房 八王子 北条氏照に仕える。小田原落城後八王子真覚寺にあり、一八年藤沢遊行寺で家康に謁見。

(11) 庄与左衛門 天正一九年頃 都筑郡・上川井村 二七〇石
直重 父直重は氏直に仕え、相模国愛甲郡小野村知行。のち家康に仕え関ヶ原戦に従軍。

(12) 宅間治部大 武蔵一久良 慶長六年 都筑郡・二俣川村 二二〇石
輔規富 岐郡・永田 相模高座郡草柳・室田村 二二〇石
北条氏直に仕える。天正一九年家康に仕える。

(13) 富永孫六郎 武蔵・岩槻 文禄三年 都筑郡・早野村 二五〇石
重吉 北条氏直に従い高野山へ。文禄元年伏見にて家康に仕える。

(14) 三浦助儀藤 慶長一七年 都筑郡・川向村 三五石
俊 父氏俊が北条氏直に仕え、落城後処士となる。のち家康に仕える。

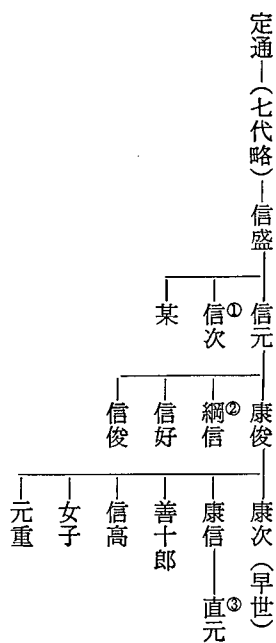
(15) 間宮氏(別記)
第二表によると、三郡内に新知を与えられた旧臣は一六名となり、臣従年次は天正十八、九年が九名で最も多い。その平均所領高は約二二〇石で、相模国内宛行の旧臣よりも、またこの時期の旗本一般の所領より小規模である。

まず(5)遠山直吉であるが、この遠山氏は冒頭で述べた元相模国大住郡白根郷領主である。前述のように、遠山直吉は天正十八年七月十六日、徳川家康によって白根郷へ妻子の居住を許された。これは直吉が、旧主北条氏直の紀州高野山蟄居に雇従するためである。翌十九年直吉は帰国し、ここで徳川氏に仕え武蔵国都筑郡本郷村・新羽村で三〇〇石を与えられた。

(9)笠原氏は初代信為から北条早雲に仕え、一時武蔵国小机城主になり、小机村に曹洞宗雲松院を建立している。その四代後が重政で、天正十九年重政一三歳で徳川氏に召され、都筑郡台村三給のうち二〇〇石を宛行われた。のち重政は村内に雲松院末寺聖弘寺を建立した。

(13)宅間氏は鎌倉時代から続く名家で、初代重兼は関東において上杉氏の基盤を築いた上杉憲房の養子である。後北条氏とは一二代房成の時期から関係がはじまり、『役帳』では「御家門方」で「宅間殿」と敬称され、相模国鎌倉郡永谷村・武蔵国久良岐郡長田村で三〇〇貫文を領知した。一四代規富の時に後北条氏は滅亡し、天正十九年長子忠次と共に徳川氏に召されて臣従し、慶長六年相模国高座郡草柳村・室田村と、武蔵国都筑郡二俣川村に七〇〇石を宛行われた。本貫は二俣川村で、村内浄土宗三仏寺が累代の墓所であるが、これとは別に忠次は村内に日蓮宗妙運寺を開基している。

最後に(16)間宮氏であるが、間宮氏は相模衆一四家の一家である。多くの旧臣たちの中で、間宮氏はこれまでの旧臣たちとは異った顕著を動向がみられる。間宮家には多くの分出があり、その系統が複雑なため、参考として次に間宮氏の系図を整理してあげた。



間宮氏は九代豊前守信盛が北条早雲に仕え、以来右系図のように進展する。『役帳』では康俊が武蔵国久良岐郡杉田村・同国橘樹郡末吉村・同川崎村・同国入間郡富屋村、相模国鎌倉郡小雀村・同国高座郡国分村・三浦郡不入斗村等で六九八貫文余を知行している。

右の系図でまず①信次の系統であるが、この系統は信次—忠信—信繁—信之と続く。文禄元年に信繁が徳川氏に仕え、曾祖父信盛の旧領久良岐郡杉田村・中里村に五〇〇石を与えられ、使番—鷹匠支配となる。本貫杉田村には祖父信次以来の陣屋があり、村内の日連宗妙法寺は信繁の墓所である。

②網信の系統は網信—正重となる。網信は武蔵国滝山城主北条氏照に仕えた。天正十八年徳川氏に属し、かねて



家康とはじっこの間柄とのことで、祖父信盛の旧領に近い久良岐郡水取沢村で養老料五〇〇石を与えられ、死後は村内の宝勝寺に葬むられた。長子正重は氏政に属し、父と同年に橘樹郡小田村三給のうち一〇〇石、そして三男頼次も網信と同じく北条氏照に仕えたのち、相模国大住郡上大槻村二給で二〇〇石を知行した。ちなみに、後年の間宮士

信は正重の後裔である。

なおここで対象としている地域外とはなるが、前掲系図のうち、信俊・元重等も天正十八年に武蔵国内に所領を与えられている。

最後に③直元の系統であるが、直元は北条氏直に仕えた。『寛政譜』では天正十八年に徳川氏に召され、下総国印旛郡・千葉郡内で一〇〇〇石を宛行われたと伝えている。徳川氏に臣従した家臣の中で最も大身といえる。こうした動向とは別に、もう一つ次の事実がある。直元が徳川氏に臣従した天正十九年十月、久良岐郡杉田下郷に代官頭伊奈忠次によって検地が実施された。現存する検地帳写によると、屋敷地四反を名請している彦次郎が見られる。この彦次郎は、直元長子彦次郎忠次と論証されている。前に述べたように、杉田郷は間宮氏相伝の本貫の地であり、間宮氏直系の直元に旧領が引継がれたことと、更に父直元が徳川氏に臣従した直後の検地に、長子彦次郎名儀で四反 \parallel 一一〇〇坪もの広大な屋敷地を名請していたことになる。屋敷地四反、この数字は筆者がこれまで検討した多くの検地帳からみても類例の無い規模である。旧領における旧来の屋敷地の継承により、やがては旗本の江戸への集住によって耕地化するが、ここに徳川氏入国当初における在地の実情の側面が見られる。

こうした情況の下で、直元は慶長三年但馬国代官となり、同時に旧領杉田郡に接する本牧領幕領の代官に任命され、以後間宮氏は一〇〇〇石を知行しながら、前記彦次郎忠次から正信―正次―次信と世襲し、本牧領内幕領は正次に至るまで三代にわたって間宮氏の支配が継続した。

おわりに

以上、天正十八年後北条氏滅亡による、その遺臣たちの動向をごく大まかに追ってみた。土着と徳川氏への臣従、その全容をみる前提として、いずれも特定の地域に焦点をあてた。何分にも限られた範囲であるため、決定的な結論をみるにはほど遠いことである。しかしそれでも、これまでのわずかな過程から遺臣たちの動向や、徳川氏の対遺臣政策の、原則論ともいえそうな二、三の事実が確認された。そのへんのことをまとめると、およそ次のようである。

まず土着した遺臣であるが、冒頭で述べた津久井衆のように、後北条氏によって有力農民が家臣団として編成された場合、その所領は極言するならば相伝の田畑の所領化であり、大仰にいえば本領安堵の形式になる。家臣団の中でも、こうしたごく低辺にいる遺臣たちは、元々が在地に土着なので別に問題はなく、武士としての側面の消滅で農民として家格と経済（旧所領の一部）の近世への移行である。具体的には、相模国大住郡真田村上野氏の如く、持高一五八石・宮座左一番、そして世襲名主というのは一代表例といえよう。

しかしすべての土着が問題なく進展するわけではなく、下吉沢村増尾氏の場合に留意したい。増尾氏の土着について前に二点の文書を掲げた。これによると、増尾氏は土着にさいし、八劍神社宮座右一番を外記から買取ったこと、また土着に当たり、村の最有力者宮座左一番の二宮修理方へ婿入りし、最終的には左一番二宮修理・右一番増尾玄蕃・中座山田強右衛門という座順になったことを伝えている。これからみると、増尾氏は本貫への土着ではなかったと考えられる。そうした場合、有力者との血縁関係をつくり、また経済力によって家格を入手する必要など、土着にさいしての側面が見出される。近世の村の中で、増尾氏は名主に就任することなくして終っている。

土着にまつわる問題のひとつに、上層家臣団の具体的実態の究明がある。郷から郷へと、数郷に渡る大規模な所領

を有する遺臣は本貫への土着が通常である。その遺臣たちが、幕藩領主によって施行される検地でどう名請されるか、その経済面の説明がまだ充分に行われていない。この点は在地現存資料と、更に近世前期という時代上の制限があり、必ずしも容易ではないが、土着についてはこのへんのことを今後の一課題としておきたい。

次に遺臣たちの徳川氏への臣従である。臣従した遺臣はいずれも徳川氏から召されるとか、あるいは徳川氏家臣の仲介によっている。『寛政譜』から抽出した一四〇家を通覧すると、徳川氏あるいはその家臣との縁故関係、伝統を維持する名家、そして有力家臣の中から召され、あるいは推されて徳川氏に仕えている。遺臣たちに対する徳川氏の対応をみると、幾つかの共通性が確認できる。

また所領についてみると、所領規模については特に処遇されていることはなく、ほぼ二〇〇石〜六〇〇石程度でごく平均化されているといえよう。所領について最も重要と思われるのは、新所領は旧領から全く切り離されて宛行われた、という事実である、この点は前に述べたが、ごく例外がないわけではない。松田直長の旧領相模国愛甲郡荻野郷内への分給による宛行がある。但しこの宛行は文祿四年で、入国当初は徳川氏直轄地になり、その一部の分給宛行である。

右のような例外は、或は今後の調査で新たに見出される可能性はなくてもないが、しかし『寛政譜』より抽出の一四〇家からは異例といえる。従って、この範囲内での数量的な面からも、更に旧領からより遠隔地にとという実例をみると、遺臣たちの旧領からの切り離しは徳川氏の基本的な政策の一つといえる。旧領主の旧領からの切り離し、これは旧領主と旧領における領主の恣意の排除などということをかえて、これこそが戦国時代の終末と、そして新たな体制の開始を如実に示す政策に他ならない。遺臣たちが実際に与えられた所領、それはまたかつての所領とは異った分給・分散所領であった。

新所領の宛行に次いで留意しておきたいのは、代官とその支配地についてである。既述のように、遺臣の中から代官に登用された例としては、守屋氏・坪井氏・興津氏や間宮氏があつた。興津氏の如く、かつて五〇貫文の本身が代官となつて蔵米二〇〇俵へと極端な移り替り、また間宮氏のように、召された遺臣の中で最も上層に位する代官など、この時期ならではの様相といえよう。それにも増して、登用された代官たちの管掌地が、彼らの旧領またはそれに接する徳川氏の直轄地を中心としていることである。

関東入国当初で、しかも臨戦体制下での直轄地支配、ここには政治・経済・社会、そして軍事上に周到な行政が要求される。そのため、ここで代官に任命された遺臣たちは、このうえなく在地に通曉した者で最良の人選といえようし、後年のように官僚化した代官たちとその性格にも大きな差がある。これら遺臣の諸氏は、以後世襲代官として続く例が多いが、ちなみに付言すると、諸氏の活躍は近世前期に止まり、中期には断絶・被免をうけて幕領支配から姿を消している。

後北条氏遺臣の動向、その一端をまとめるとおよそ以上のような傾向であり、この間に戦国から近世への移行を少しでもかいまみて頂ければ幸いである。

(明治大学博物館事務長)

A Study of Surviving Retainers of the Gohojo Family

KANZAKI Akitoshi

One of the elements for the establishing premodern Japanese society was the policy of separating soldiers from peasants. This policy was promoted by the Oda and Toyotomi regimes. Consequently, resulted in a basic class system, and the strongest class-oriented society in Japanese history was created. In the process of inauguration of the Shogunate government at Edo by the Tokugawa clan, their entry into the Kanto district constituted a major moment in the transformation of the sengoku daimyo (a feudal lord in the age of civil wars) to the daimyo of the early modern period, and the policy of separating soldiers from peasants lay at the root of the transformation.

The Tokugawa family in the age of Five Nations, did not drive retainers into soldiers and farmers, but when the clan entered the Kanto district, it faced the matter of disposing of the former territory and retainers of the Gohojo family, i.e. a matter of separating soldiers from peasants. By examining the transformation of the retainers into farmers in Sagami province, it is pointed out that many surviving retainers such as former Tsukui-shu (group of retainers called Tsukui), who used to have the characteris of local warriors, lived in premodern villages which were founded on ranks of families and tradition. They lived in villages as landowners and as village officials economically and socially.

About one hundred and forty surviving retainers who served for the Tokugawa clan were extracted from the *Kansei Jyushu Shokafu* (A Genealogy of Various Families). With only a few exceptions, the new fiefs were assigned far away from the former territory. This very practice of cutting apart from the former territory (the end of the period) meant the end of the age of civil wars. The Tokugawa clan, in entering the Kanto district, adopted the system of divided and dispersed fiefs to direct retainers of the shogun, which became the clan's basic pattern of controlling fiefs in the premodern period.

There were some surviving retainers who rendered homage and service

to the Tokugawa family. In controlling the territories under Tokugawa's immediate supervision as chief magistrates, the territories in their charge were centered around their former territories. The territories under the clan's immediate supervision were significant in a society about to break out civil wars in terms of the political, economic, and military points of view. For this reason, the Tokugawa family had former feudal lords, who were most familiar with the regions, govern the regions as chief magistrates. These facts were revealed in analyzing the policy of separating soldiers from peasants when the Tokugawa family entered the Kanto district.